

全国青税秋季シンポジウム開かる

# 中小企業の育成と 保護のために

— 中小企業を取り巻く法律と行政の諸問題 —



### 全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷  
5-20-11  
第1シルバークビル5F501号  
電話 03(354)4162

連盟本部  
会 長 小林 繁夫  
編 集 人 石 亀 邦 俊  
広報部長

恒例の全国青年税理士連盟秋季シンポジウムが、去る十一月十三日(日)浜松市の「浜松八幡宮・研修会館」において開催された。夏の代議員総会に次ぐ行事にふさわしく、出席者も多く、北は岩手から南は鹿児島まで全国の会員が参集し、税理士の立場から中小企業問題について研究が行なわれた。

テーマは(1)中小企業と租税制度、(2)中小企業の財政及び金融、(3)中小企業と通産行政、であり、分科会、総括報告の後、民社党竹本孫一先生、自民党熊谷弘先生、浜松商工会議所副会頭鈴木尊平氏の三氏による特別講演が行なわれた。また来賓として、東海税理士会会長足木正吾先生、浜松部会会長久保田純一先生が出席され盛会裡のうちに終了した。

分科会テーマの詳細については資料集がありますので参照して下さい。



# シンポジウム概報

## 〔特別公演要旨〕

民社党 竹本孫一先生  
—主として租税制度と関連して—

日本の中小企業問題は、日本の経済問題である。中小企業の資本装備率は、大企業の三〇％であるが、付加価値の生産性は五三％にもなる。日本経済の全体の中で中小企業の役割が大きいにもかかわらず、各種の政策は大企業中心である。具体例として、税制上の矛盾を挙げ①法人税の税率は、多段階にすべきである。(多段階税制論) ②景気・不景気の対策をはかるため中小企業に基盤整備準備金を創設すべきである。③中小企業のための租税特別措置法を創設すべきである。④事業主報酬制度の手續きを簡素化し、地方税にも適用さ



竹本孫一先生

せねばならない。⑤付加価値税ならびに一般消費税は導入すべきでなく、その前に不公平税制の是正が先決である。

自民党 熊谷 弘先生

—主として通産行政問題について—  
中小企業の現代的課題は、中央で行なうのではなく、むしろ地方分権的な中小企業政策を行なう必要がある。現代の不況は、オイル



熊谷 弘先生

ショック、円高等の外圧のほかには内的な問題としては、外国からの技術がなくなった。低賃金の労働力が不足してきた。立地条件がなくなるなどがあり、低成長時代に入った事も不況の原因となっている。また大企業が中小企業の分野にまで進出してきており、中小企業分野確保法等の整備も必要になるであろう。いずれにしても中小

企業問題を根本的に洗い直す時期に入ってきているが、中小企業のためになる血の通った中小企業行政を考えるべきである。

鈴木尊平氏

—主として中小企業者の立場から—



鈴木尊平氏

経済不況の中、中小企業者は働くことで一杯であり冷静に自己をみつめる等の余裕がない。昨今のように得意先の倒産が多い状態の中で、貸倒れ処理を行なう場合、もっと簡素な手続きのもとで、金額損金処理を出来るようにしてもらいたい。現在は保証なき社会であり、来年の保証は全くない状況である。税理士の方々の一層のご指導をお願いする次第である。



来賓挨拶 足木正吾氏

## 岩手青税クラブ

### 誕生

岩手青税クラブ

代表幹事 西川 広

杜の都盛岡に岩手青年税理士クラブが誕生しました。秋深い十一月二十二日、四時三十分よりセントラルホテルに於て、創立総会が行われ、東京の小林会長、前の湖東会長、その前の荻野会長、名古屋より大西会長、神奈川より土田副会長、仙台より三浦代表幹事、渡辺副代表幹事、江成付加価値対策委員長が、かけつけてあたたかい激励の言葉をいただき、本当に感謝の念にたえません。  
地元としても、我々青税クラブの誕生をあたたくみていただき当日は岩手県支部長長谷川輝男先生、盛岡部会長沢里潔先生も臨席されました。

創立総会の審議事項は、規約審議、経過報告、役員選出と世話人代表である私の手で進められ、全員一致で承諾されました。  
引続き、一般消費税と題して、江成付加価値税対策委員長の記念講演があり、あらためて、岩手青税の意義ある会に感銘を与え、その理論的研究の深さに認識をあら

たにしました。  
なお、当クラブの会員も二十四名を数え創立総会終了後、懇談パーティーも開かれ、当地方の民謡も披露され楽しい有意義な一日を過ごしました。

遅れましたが、代表幹事には西川が選出されました。今迄、全国各地より送られてきたあたたかい声援のもとに、岩手青税クラブ会員と共に頑張っ行ってきたいと思えます。  
まだ生れたばかりの岩手青税クラブです。決して構成年令は若くはありません。

しかし、青税としての精神年令は若い筈です。どうか今後共、全青税諸先輩のあたたかい御指導と御鞭撻をお願いしてやみません。

## 秋季シンポジウム 資料集販売中

中小企業の育成と保護のために

—中小企業を取り巻く  
法律と行政の諸問題—

- ① 中小企業と租税制度
- ② 中小企業と財政金融
- ③ 中小企業と通産行政

ご購入希望の方は全青税事務局長迄 (定価 700 円)

# 主 張

去る10月14日東京税理士会の支部長会で問題提起された全国青色申告会総連合作成の「役員必携」は、東京税理士会の会員に多くの衝撃を与えた。

「役員必携」は、青色申告会入会のメリットとして、

- (1) 税務調査が少なくなり、
- (2) 相続、贈与、譲渡など複雑な税金問題も指導します。
- (3) 記帳や税務の個別指導に、事務局の指導員が当たります。
- (4) あなたにあった記帳と節税の仕方も指導します。
- (5) 記帳から決算、申告まで一貫して指導しています。
- (6) 税務署の調査には説明役として同席します。

などを堂々と掲げている。

税理士法で定める税務相談、税務代理、税務書類の作成をすべて網羅し、正に「上は天文、下は地理」の感がある。

これで月々五百円か千円でやってくれるというのだから、青色申告者が税理士事務所へ依頼するのは極めて稀なケースでしかなくなくなってしまおうだろう。

税理士業務への侵食は明白  
天下のナショナルでも、ソニーも、本田技研も、アメリカでも、アイ・ビー・エム、ゼロックスなど皆、元をただせば小企業であった。

これ程の大企業でなくとも、小企業が中企業へ発展していくケースが多いし、それこそ、そうした企業の発展とともに発展していくのが税理士事務所であり、税理士制度である。

青色申告会に入り、低廉な費用で税務処理ができる習慣が身についた納税者が適正報酬の税理士へ、税務代理などを依頼しなくなるのは火をみるより明らかである。

動きのぶい日税連  
青申会の「役員必携」が全国にまかれたら大変なことになるだろう。職業として税理士業務を行う税理士には、生活もかかっているし、職員の給料を払ったり、事務所の維持費も増えるばかりである。値段の競争はとうていできない

## 「役員必携」で

# 税理士法の不備明確に

## —青申会文書問題のポイント—

し、町の税理士には「税務調査が少なくなり、ますます」という行政上のメリットも与えられない。

報酬が高くて、税務調査が多いのが税理士事務所だという印象が益々強くなるだろう。  
こうした重要問題で、全国の税理士の権利を守るために活動するのが日税連の使命なのに、この問題に真剣にとりくんでいないのは誠に残念なことである。  
11月11日に何人かの役員が全国

実際としては税理士法違反行為をしていなくて、文章だけ筆が走ったというのなら、文書問題について「謝罪」でもしてもらえばすむかもしれないが実態があつて、はしなくも文書に現われたとすれば大変なことである。

青申会の実態の把握に努めるとともに、税理士の業務侵害の防止のために全力を傾けなければならぬ。  
税理士法改正が急務

「役員必携」は、税務署との関係について「お互いの利益を守るために結成した自主的な団体です」と宣伝している。  
実体はともかくとして、タテマエとしては立派である。  
「全国の仲間と一緒にやって会員の権利を守っていきます。」とも宣伝している。

「役員必携」は、税務署との関係について「お互いの利益を守るために結成した自主的な団体です」と宣伝している。  
実体はともかくとして、タテマエとしては立派である。  
「全国の仲間と一緒にやって会員の権利を守っていきます。」とも宣伝している。

日、わが税理士法の時代おくれぶりはおおむね明らかである。  
税理士の徴収権は国税庁長官に握られ、税理士の使命は「中正な立場」のままであり、納税者の権利擁護に重大な支障をきたしている。

制度的な欠陥の是正はいよいよもって焦眉の急である。  
増税に加担する税理士を  
納税者は信頼しない

青申会では、事業主報酬、専従者給与の完全経費算入、三税一括申告、青色申告控除など税制改正で果たしてきた役割は極めて大である。  
このような点で正しく評価しなければならぬ。  
日税連の昭和52年の税制改正要望書を見ると「減税見送り」と「一般消費税の導入への加担」の傾向がうかがわれるが、増税に加担する税理士に納税者の信頼が得られないことを肝に銘じなくてはならない。

民主的な税制の確立と中小企業、納税者の権利を守る税理士会づくりこそ税理士法改正の前提要件である。  
納税者の支持を得られない法対運動が成功する可能性は全くないといっても過言ではない。

〔第一分科会〕

# 中小企業と租税制度

名古屋青税連 千賀 紘一

## 一、中小企業と一般消費税

### 1 一般消費税の導入

昭和52年10月4日、税調は中期税制答申で一般消費税導入を提言。税調のねらいは売上税である。

- (1) 取引高税は、昭和25年廃止。
- (2) EC型付加価値税は複雑。
- (3) 製造者消費税は、サービスに課税できない。
- (4) 大規模売上高税は、中小企業を納税義務者にできない。

以上のような事由により大量国債への依存の改善には、中小企業も納税義務者とし、増税を図るため一般消費税導入が必要である。

- 2 一般消費税導入の問題点
- (1) 売上税分だけ確実に物価が上昇し、便乗値上げを誘発する。
- (2) 低所得者に対する税負担率が増加し、所得税の逆進性になる。
- (3) 納税事務が多くなり、人件費増、労働時間増になる。
- (4) 間接税は、「預り金」という考えて調査されるときびしくなる

## 3 結 び

売上税導入は、大企業にとつては別段高負担になる恐れはないが中小企業にとつては精神的、時間的、資力的にも多大の負担となる。中小企業者も一般消費者である点を忘れてはいけない。

以上の点を考え売上税導入は、大企業と中小企業間に於て、不公平税制となる危険性がある。

### 二、同族会社の留保金課税

(1) 留保金課税も現行税法では、同族会社にだけ課する方法は、留保金課税本来の理論を離れて、同族会社と個人事業者との均衡だけを考慮したものであり全法人に適用するか全廃するのが適切である。

(2) 正常な配当を行う場合には、免税することが適切である。

(3) 留保金課税額を、翌期に損金算入の道はないだろうか。

(4) 繰越欠損金にも課税される場合が生じ資本蓄積に著しく反する

(5) 留保金課税の対象となる同族会社を、現行税法のように一律的

な規定でよいだろうか。

(6) 定額除除が、一五〇〇万円に上がり中堅企業に集中的に留保金課税が課せられており、正に不公平である。

### 三、引当金制度における不公平

1 貸倒引当金の対象となる貸金の範囲は大企業に有利である。

(1) 抵当権又は質権によって担保されている債権は貸金に該当するが、①貸倒引当金の性格 ②施行令第96条による債権債務の相殺規定の存在 ③通達にある債権償却特別勘定の制度には、抵当権等により担保された債権金額は、貸金より控除されていること等から抵当権等の有る債権は、その担保金額相当額を貸金より控除するのが妥当である。

(2) 基通の11・2・6の割賦債権は貸金に該当するが、引当金の算定に当って割賦基準を適用した場合の繰延利益金額には、貸倒引当金に相当する金額がすでに入っていると考えられるので、割賦債権を貸金とする理由はないと思う。

2 退職給与引当金制度は中小企業にとって不利である。

(1) 企業規模が小さくなる程利用割合が急激に低下しているのが現

状である。これは法第55条「退職給与規定を定めているもの」との規定があり、中小企業にあっては種々の理由のため規定を定めない場合が多い。

規定はなくとも退職金を支給しているのが実態であり、昭和50年4月施行の「賃金の支給等に関する法律」等を考え、規定がなくとも何らかの基準で、中小企業も退職給与引当金制度を利用できるようにしたい。

### 四、税法上の不公平について

#### 1 執行面における不公平

税務行政が公平に行なわれ税制の意図する税負担の公平の実現を図る必要がある。「九・六・四」とか

「十・五・三・一」のように所得把握率に不公平がみられるのが現状であり、税務行政担当官は、公平な執行を常に心がけて行動すべきである。

#### 2 使用面における不公平

近代資本主義国家では国民の租税負担がかなり重いものになっているが、徴収された税金が真に国民のため(社会保障制度の充実に)使用されることが国民の税負担を和らげるものである。

#### 3 課税における不公平

最近の租税政策は大きな経済政策に奉仕すべきものとされ、課税の公平の原則はその背後に追いやられている。経済政策実現のために公平の原則が無視されてはならない。又措法にみられる医師の優遇税制、利子配当の分離課税等、不公平な法律がある。

#### 4 不公平と政治の問題について

以上のような不公平な法律がなぜ改正されないかという点、恩恵を受ける利益者団体の結束が強くなり、政治的にも圧力団体になっており、政治的な圧力が国民にとって公平の原則の例外として不公平がそのまま存続されてしまう。結局、不公平の問題は政治の問題に発展することになる。

(シンポジウム発表者、伊藤孝夫、田中道義、中島紘一、峠宏)



全 國 青 年 税 理 士 連 盟  
秋 葉 ン ポ ジ ュ ム 会 場 ( 茨 城 )

〔第二分科会〕

中小企業の財政及び金融

政府の中小企業金融政策、

はたして実利用できるのは、

大阪合同青税連 荒木 光和

このテーマを与えられた大阪会  
は、大阪支部の研究部を中心とし  
て、手あたり次第に資料を集めそ  
の体系化にとりくみました。分科  
会のレジメは都道府県の分は除  
き、国の行なう金融対策を中心  
とまとめたものであります。レジメ  
と重複しないようにその要点の一  
部を紹介します。

一、金融相談の心構え

昨今、中小企業者がわれわれ税  
理士に期待している主なものは、  
税金対策と金融対策で、ちかごろ  
はむしろ金融対策に重点が移され  
ている。これに因應る為にも種々  
打出されている政府系の金融施策  
を研究しておくことは重要であ  
る。今日中小企業者の生き残る道  
は、①人の和②時間を大切にす  
ること③考えぬくこと、であるとい  
われている。このうち①②は経営  
者自らが実行するものであるが、  
③は時として情報不足等があつて  
充分でない場合があるので、そこ  
にこそわれわれ税理士が経営コン  
サルタントとして良き相談相手に

なる余地があると考えられる。

二、中小企業金融対策の概要

中小企業の金融対策は大きくわ  
けて、(一)民間金融と(二)政府地方公  
共同体等による融資にわけられる  
が、更に民間の資金が円滑に流れ  
るようにするために、昨今は信用  
保証協会が行なう信用補充制度が  
発達し、これが担保力、信用力の  
劣る中小企業者に対する融資に欠  
くことのできない制度であること  
に注目しなければならぬ。

政府系の中小企業向け融資は、

おおむね次の四点に示られる。

①政府系中小企業金融三主要機関  
からの融資

(イ)中小企業金融公庫

(ロ)国民金融公庫

(ハ)商工組合中央金庫

②中小企業振興事業団による中小  
企業構造の高度化促進、指導、融  
資

③国都道府県の拠出金を原資とし  
て中小企業設備近代化融資、同貸  
与制度

④各都道府県において原資を民間

金融機関に預託して行なう中小企  
業者向けの特別融資制度

三、審査基準の一つのポイント

借入れの審査基準については、  
レジメに種々列記しているが、数  
字とか文字に表現できないひとつ  
のポイントとして、経営者のその  
事業に対する熱意、経験、責任感  
使命感といった事柄と、さらに取  
引金融機関との関係が密接で信頼  
性があることは、審査基準として  
表面に出にくいが見すことので  
きない要点である。銀行の外交  
員を通じて支店長の人柄、その支  
店の採算状況や支店の一件あたり  
貸出し枠、さらにはその支店の銀  
行系列等を知っておくことは、借  
入れの事務処理や決済を円滑に進  
めるのに役立つものである。

四、制度融資保証

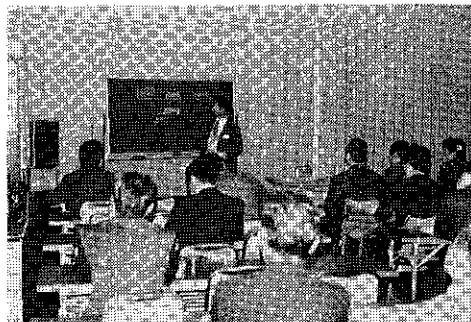
信用保証制度は先にも少しふれ  
たが、一般的に借入れを行なう際  
に保証協会から保証を受ける場合  
を普通保証といい、信用保証協会  
と地方公共団体とが連けいして、  
特定の融資制度を設けていて、こ  
れを利用する場合に通常保証付き  
となり、これを制度融資保証とい  
う。この制度融資は各協会ごとに  
いろいろな制度が行なわれていて  
たとえば、

中小企業向け無担保無保証人融資

制度・長期経営安定資金融資制度  
設備近代化融資制度、年末夏季特  
別融資制度等がある。

五、近代化施策と融資

中小企業の近代化、高度化の概  
要についてはレジメP 52・53に図  
式で掲げてありますが、国が推進  
している種々の法律にもとづいて  
近代化を図る場合で、担保等がな  
らぬ



く銀行借入れができない時は、信  
用保証協会の別枠の保証を受けら  
れることになっています。

六、最近の政府の融資施策の動向

政府は近時の円高不況対策とし  
て中小企業為替変動対策緊急融資  
制度の充実をはじめとして種々の  
施策を行なおうとしています。中  
でも異色なのは中小企業倒産防

止の共済法案で、この法案の骨子  
は中小企業の相互扶助を前提とし  
た共済制度で毎月五千元、一万円  
一万五千元、二万円の四コースの  
掛金を最高五年間にわたって積み  
立て、取引先の大企業が倒産した  
場合回収が困難になった売掛金債  
権などの同じ金額を最高十倍まで  
無利子、無担保で借りられ、その  
限度は千二百万円、ただし不正防  
止のため最低三カ月掛金を積み立  
てた上でないと借入れできない、  
又返済は五年以内でこの内六カ月  
返済が猶予される(毎日新聞朝刊  
52年11月4日)といったものであ  
る。

七、要望事項他

最後に出席者全員からアンケ  
ートを取り、その中から二、三の方  
々に貴重な融資体験談を語って  
いただいて有益であった。レジメ記  
載の要望事項に加えて、こんな  
にもある政府の融資対策に驚き、政  
府の刊行物の配布によって金融制  
度のPRをもっと徹底せよ、を加  
えることにした。

シンポジウムのあとで行なわれ  
た、研究テーマに沿った講演会  
は、しめくくりとしてさらに有益  
なお話して時間の過ぎるのも忘れ  
て傾聴した。主催者の芳に感謝し  
たい。

〔第三分科会〕

# 中小企業と通産行政

東京青税連 西川 進

わが国の中小企業は、鉱工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに国民生活の安定に貢献してきた。

という前文で始まる「中小企業基本法」が制定されたのが、昭和三十八年八月であった。

当時の経済環境は、貿易の自由化、技術革新の進展、生活様式の変化、労働力供給の不足等、中小企業の経済的社会的存立基盤を、大きく変化させようとしていた。

そこで、国は政策の目標を、中小企業者の自主的な努力を助長し企業間における生産性等の諸格差を是正させ、中小企業の従事者の経済的社会的地位の向上に資することとした。

昭和五二年版中小企業白書によると、製造工業生産指数として、45年を100とした場合の、大企業の生産指数が101、中小企業は100とされている。生産性の格差が拡大していることがわかる。企業倒産も

高水準で推移し、51年中の中小企業の動向を概観すれば、長期不況下、企業体質の悪化した中小企業にとり引き続き厳しい状況であった。と説明している。

賃金格差についても、労働省資料によれば、45年の格差と51年の格差を比較した場合、従業員99人以下の事業所は、100対69であったものが100対66となっている。

中小企業基本法が生産性の格差の是正と、中小企業従事者の経済的地位の向上を目標としながら、なぜ生産性も所得もより大きな格差となって表示されてしまうのか中小企業が悪いのか、通産行政が悪いのか、他に原因があるのかということになる。

施策の普及に焦点をあててみる中小企業 中小企業施策にはどのようなものがあるかわからない政府 小規模対策、高度化推進、技術、労働福祉事業、組織化、金融、税制、特別対策など多くの施策がある。中小企業 政府の広報活動が不足

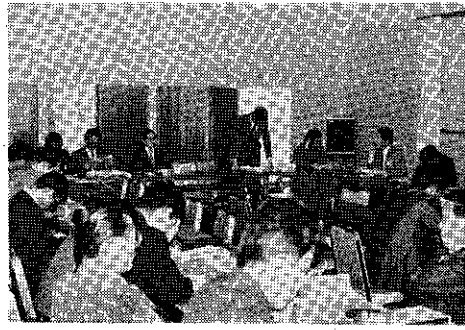
しているのではないか。

政府 ラジオ、テレビで放送している。16mm映画も制作しているパンフレットも作った。中小企業モニター会議も実施した。

中小企業 テレビで何かやっているのを知っているけど見たことがない。パンフレットも読んだことがない。

政府 相当の予算をかけて政策の普及をしようとしているのに中小企業は施策を知ろうという努力が足りない。

中小企業 政府の中小企業施策なんていうのは、直接われわれの利益にならない。



ないのではないか。反面、通産行政も、単に施策を並べただけで、中小企業が有意義に利用しているか否かの精査をしていないといえる。同時に中小企業の育成を社会的責任とされている税理士も、関与先が活用できる制度を積極的に知り、指導していく姿勢が欠如していたといえる。

中小企業といっても、生業的小商工業から、資本金1億円、従業員30人規模まで含まれているのであるから、多種多様な施策が必要である。

税理士は、毎日の中小企業者との接触の中から雑多な問題を中小企業者と共に考え、助言者としての地位を確保してきたのである。

資金繰りの苦しさ、最もシビアな問題のため、金融制度は、比較的広く知れわたっているし、利用度も高いといえる。

税の専門家として税理士が、中小企業税制に貢献してきたいくつかの事例もあげられる。

通産行政という広い視野から中小企業を見た場合、税理士の果たしてきた役割は非常に小さい。今後その役割を大きくすることにによって中小企業が発展し、税理士の社会的地位の向上が期待される。それには、まず我々が、中小企

業が本当に利用できる制度は、どのようなものがあるか、どのように利用するかを知る必要がある。例えば、小規模企業対策は、商工会議所、商工会に高額の補助金を交付し、各種の施策を実施している。この中で、関与先の中小企業が利用できる制度があったら、利用すべきである。

中小企業振興事業団をはじめとする多くの外郭団体、特殊法人も多数の職員をかかえ相当な予算で運営されている。これらの団体についても何が利用できるか認識しておく必要がある。

中小企業基本法をはじめとする関連法規も、一度は読んでおく必要がある。

ただ、これらの制度、施策、特殊法人、法律などが、中小企業者の立場から見た場合、税理士制度とのからみで考えた場合、是か否かむずかしい問題である。

消費者行政と中小企業も、今後の新しいテーマになる。

税理士が、中小企業を取り巻く行政に目をむけることによって、中小企業者の自主努力が助長される確かな政策が有効に働けば、中小企業の経営活動機会が確保され、国民経済全体が向上していくであろう。

# 税理士解任濫用阻止裁判 最後の攻防

## ― 被告側証拠却下さる ―

東京青税連 岩 本 一 志

去る十一月二十九日の公判は、九月決算期の忙しい時期ではあったが約八〇名の税理士が傍聴した。

今回の公判に原告側は鶴見、井上、茨木の三弁護士さん、東北大学の広中教授等との検討会をへて作成された第十二・第十三・第十四準備書面を提出して開かれた。

次にこれら準備書面の概要を紹介させていたたく。

第十三準備書面は、税理士顧問契約の本質的特徴として次の三つを主張している。

①税理士は脱税相談等の禁止（税理士法三六条）信用失墜行為の禁止（三七条）秘密を守る義務（三八条）等の税理士法にもとづく制約を受けている。本件において原告が、被告代表者に、訴外D株式会社との都合による過大な押込販売、不当な経費負担については是正を進言したがこれが被告代表者の不満を買ったとも推測されるが、この原告の態度は正当なものである。民法六五一条一項が税理士顧問契約に適用されるならば、原告の正当な主張がふみにじられてし

まう。

②税理士の業務は租税に関する事項のみならず財務、金融、労務、経営分析、企業経営のあらゆる面に及んでいる。顧問契約に基づき十分な事務を果すには企業経営全般にわたる総合的関与が求められるのであり包括性を有する業務である。

③税理士顧問契約では契約期間の定めしないのが通例であり、日税連のアンケート調査でも明らかになっている。そもそも企業は継続性を有し、税理士の業務は企業活動の正常時に継続的に必要である。双方当事者は契約の長期継続が一般的である。

さらに第十四準備書面では、今までの主張の総まとめの内容となっている。まず主位的請求では次の点を主張する。

①税理士顧問契約は民法の委任契約でなく無名契約の一種である。脱税相談等の禁止の規定が守られるために税理士の地位の安定が重要である。もし税理士顧問契約が民法上の委任契約に該当するとさ

れるならば次のように主張する。

②判例は「事務の処理が受任者の利益をも目的とするときは委任者は民法六五一条により委任は解除することができない」旨判示している。税理士顧問契約は報酬を受けることと、関与先企業の当初の低廉な報酬が、その企業の成長、発展とともに増額されていく」という利益を有しており民法六五一条一項によって解除することはできない。

③税理士顧問契約においては業務の性質上当事者間でこの契約関係を維持することが困難な特別な事由が生じないかぎり一方的に解除することができないという事実たる慣習が存在する。本件顧問契約においても、被告会社の諸種の業務につき密接な関係を持ってきており、原、被告間に契約を解除しないといわゆる解除権放棄の合意が黙示的になされていた。

④いわゆる無理由解除が認めらるべきでない根拠は、これが許されることによつて脱税相談をしない税理士は責任者の恣意により容易

に税理士顧問契約を解除されることになり、このことは税理士制度を崩壊することになる。

⑤被告会社の原告に対する本件顧問契約解除の通告は、被告会社代表者の不正目的を達するものであり信義に反し、その解約権の行使は権利の濫用である。

さらに予備的請求として次のように主張している。

原告は主意的請求が認められず被告の解除が有効であるとしても損害賠償責任がある。被告会社は短期間に解除するようなことはいないという契約上の義務に違反したものである。また原告は被告会社の委託にこたえるため事務員を雇用したり、事務所のスペースを借り増しするなど費用負担をしてきたが突然の解除は「不利な時期」（民法六五一条二項）になされたものであり損害賠償責任を免れない。

これに対して被告側準備書面は原告主張を全面的に否定しようとしている。そして委任契約解除の動機は、原告の関与先会社である訴外Yがタイトルの販売を開始し被告の競争会社となったので、原告を通じて被告の営業の秘密が訴外Yに洩れることを懸念したからである。また解約の時点において、原告・被告間に格段の意見の相違があ

り内面的には原被告間の信頼関係は破綻していた等従来からの主張をしている。しかしこれらは訴外に井沢証人等によつて反論済である。また被告は新たに乙第五号証を提出した。しかし原告側の鶴見弁護士より今日は最終準備書面の提出のみの約束である、しかも五〇年八月のものを出すのは不当であるので却下するよう申し入れた結果、三裁判官は退廷して合議して再び入廷し、乙第五号証は却下した。このことも異例のようである。三弁護士さんの努力の成果である。

この公判で提訴以来六年目に入った本件も結審となり、来年一月三十一日の判決を持つこととなった。

終了後三弁護士さんの挨拶があり、裁判の判決は予断できないが提訴当初は単に民法六五一条で無理由解除ができる旨理解されていた、しかし裁判の進行に伴って税理士顧問契約の実態が理解され、重要性も認識され合議制になった。また六年間の訴訟維持ができたこと等からすれば、仮に勝訴にならなかつたとしても税理士顧問契約の前進になる判決を得ることが出来るであろうと述べられた。私達も来る一月三十一日の判決を期待するものである。

### 特試違憲訴訟法廷だより

— 東京地裁第十四回法廷より —

大阪合同 亀田 誠二

証人調べも今回で四人目となった。最初が五一年九月に北野弘久氏、氏は学者の立場から特別試験の持つ違法性を鋭く指摘した。

次に五二年三月には元国税庁次長の江口健司氏が、国側証人としてもっぱら特試の妥当性を強調した。

三回目も五二年六月、一般試験を経験した立場から税理士の平山玲星氏が一般試験の困難性、受験の苦勞話を語った。

そして今回は現在特別試験の試験委員をつとめている尾畑敏三氏を招いたねらいは特別試験にたずさわっている氏からその実態を聞くことにある。氏は試験委員として、簿記論の問題を作成するが、作成に当っては特試の過去の問題等を参考にし、一般試験の問題は全々参考としない。実務能力の判定に主眼を置き、応用能力、計算力等は要求しない。「あえて受験勉強しなくとも合格できる程度の問題」になるよう心がけている。試験の目的が一般試験とはちがうのでそれでも良いと考えている。

口答試験について、受験者(簿記試験だけでは合格点に達しなかった人)数は五一年で九百人程、試験地の国税局の総務部長が試験官となる。そして試験官は受験生の筆記試験の成績や参考点(在職年数に依り三〇点から九〇点まで試験の点数に加算される。つまりゲタをはかせる)の資料も見ながら口答試験を行う。つまり口答試験は上司と部下が一对一で行い、しかも上司は、あと何点取れば部下が合格するかを知っているのである。きびしい一般試験に比べて何んと安易な、ルーズな試験であろう。

試験の問題自体も安易ならば、試験の方法も又極めていいかげんであることが、氏の証言から明らかにされていった。(もともと、氏は特試を肯定するのに懸命であったが)

他にも色々面白いやりとりが有ったが、それは速記録を楽しみに待っていたこととしよう。次回(一月二七日(金)一時より、原告松本茂郎氏が証人に立つ予定である。

### 仙台税理士クラブだより

仙台税理士クラブは、昭和五十二年十二月十一日に結成をし、早いもので一年になろうとしています。

結成後は、全国青年税理士連盟の理事会や十周年記念横浜大会等に参加をさせて頂きました。したが、全国青税の会員方の情熱あふれた各方面の活動に接することが出来まして、私共仙台青年税理士クラブ会員一同非常に啓発され、得るところの多い充実した一年を過ごすことが出来ました。

クラブの例会は、毎月一回、原則として土曜日の午後二時～五時。代表幹事の報告事項のあと、議題について審議をしてから、会員二名による

実例を中心とした研修会を行っております。現在、会員は十四名ですが、皆熱心な会員ですので例会には殆んど全員が出席しております。



研修が終了すると、赤いネオン街の中へとつぶりとつかりながらワイワイ、ガヤガヤと時の過ぎるのも忘れて、熱心な夜の部の研修会が行われております。来年の話をすると思いが笑いますが、来年は、会員を二五名程度に拡大して、出来ればクラブの会報を発行して行こうと考えております。東北にも、岩手青年税理士クラブが結成されましたので当面、岩手青年税理士クラブと連絡を密にして、手を取りあって、東北の青税活動を進めて参りたいと考えております。

好評です

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

先生の事務所のニュース

月刊『税経月報』をご利用ください

▷ご一報ください—見本ご送付致します。

印刷 一廉価・迅速—

先生の事務所の便箋・封筒・伝票などの印刷もお受けいたします。ご用命ください。